

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

復興ニュース

第93号 (平成28年6月1日発行)

海と
生きる

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号

TEL: 22-6600 内線 207・208

FAX: 24-3566 (市外局番「0226」は省略しています)

E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp

気仙沼市秘書広報課



☑ 災害公営住宅入居の追加募集を行います

市では、震災で被災し、住宅の再建方法が確定していない方々を対象とした追加募集を行います。

■問い合わせ先／
災害公営住宅整備課
tel: 22-6600
内線467、508

○募集する災害公営住宅 …住宅タイプなどは地区・住宅などによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

(1) 部屋ごとに募集する住宅 ☆はペット住戸あり (平成28年5月20日現在)

地区名・住宅名	募集戸数	地区名・住宅名	募集戸数	地区名・住宅名	募集戸数
鹿折地区☆	71	市営幸町住宅	26	市営長磯浜南住宅	1
気仙沼内湾(魚町)地区	3	南気仙沼(内の脇)地区☆	31	市営長磯浜北住宅	3
気仙沼内湾(入沢)地区	16	市営館山住宅	3	階上(長磯下原)地区	1
気仙沼内湾(南町一丁目)地区	14	市営表松川住宅	4	階上(長磯前林)地区	1
気仙沼内湾(南町二丁目)地区	11	市営唐桑大沢住宅	1	市営大島住宅	1
気仙沼内湾(八日町)地区	1	市営大浦住宅	1	大谷地区	6

(2) 広さタイプごとに募集する住宅 ☆はペット住戸あり (平成28年5月20日現在)

地区名・住宅名	募集戸数	地区名・住宅名	募集戸数	地区名・住宅名	募集戸数
気仙沼駅前地区☆	15	宿(旧唐桑小跡)地区	3	面瀬地区	4
九条(集合住宅)地区	2	牧沢地区	6	山谷地区	2

○申し込みできる方 …次の要件をすべて満たす方で、災害公営住宅の入居が決定していない方が対象です。

- (1) 震災で被災し、住まいが「全壊」の被害を受けた方。または「大規模半壊」「半壊」等の被害を受けた方で住宅を取り壊した方。(全壊などであっても、**住宅を新築または購入した場合**や、り災住宅を修繕し安定した住宅が確保されるなど、再建済みと判断できる場合を除きます。)
- (2) 現在、応急仮設住宅やみなし仮設住宅などに入居するなど住宅に困窮していることが明らかの方。

○申し込みについて

(1) 資料配付／申込相談窓口で配付するほか、必要に応じて郵送も行っています。

※前回の追加申込みで選外となった方、応急仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいで昨年10月の住宅再建意向調査で、災害公営住宅への入居を希望された方及び住宅再建意向が把握できていない世帯については、資料を郵送します。資料は5月30日(月)に発送予定ですが、6月上旬までに届かない場合は、お問い合わせください。

(2) 申込期限／平成28年6月17日(金) 必着

(3) 申込相談窓口／市ワン・テン庁舎1階シルバープラザ内

! 再建方法がまだ決まっていない方はぜひご検討ください

本市の応急仮設住宅の供与期間については、このほど7年目の延長が「特定延長」に決まり、現在、市社会福祉課 (tel: 22-3428) から入居者の皆さまにお知らせしています。大切なお知らせですので、必ず確認のうえ、必要な手続きをしてください。

現在、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居している方で、再建方法が決まっていない方は、特定延長の対象となりませんので、この機会に、上記追加募集についてぜひご検討ください。



✓ 防災集団移転促進事業の宅地について 追加募集を行っています

■問い合わせ先/
防災集団移転推進課
宅地引渡相談窓口
tel:22-6600 内線526

○募集する防災集団移転促進団地 ※区画面積・借地料・分譲価格は区画によって異なります。(募集区画数は5月23日現在)

募集予定地区名	募集予定区画数	募集予定地区名	募集予定区画数	募集予定地区名	募集予定区画数
大沢A地区	2	小々汐地区	1	所沢団地	4
舞根2区地区	1	津谷大沢地区	1	大谷第2(前浜)地区	1
小泉町地区	17	鹿折北地区	11	浪板2区地区	1
只越地区	1	九条団地	1	小泉東地区	1
梶ヶ浦地区	4	面瀬地区	2	松岩南団地	2

○申し込みできる方 …震災発生時(平成23年3月11日時点)に市内の災害危険区域に居住していた方。
(補助金などを受け、住宅再建されている方は除きます)

○申し込みについて

申込受付のほか、宅地の情報提供(土地の条件、写真など)やご相談などにも応じます。
なお、**申込受付、ご相談には事前予約が必要です**ので、上記問い合わせ先にお申し込みください。

■受付時間/午前9時から正午まで、午後1時から5時まで ※時間外や土日・祝日を希望される方は、事前にご相談ください。

■申込場所/市ワン・テン庁舎2階 エレベーター脇事務室

✓ 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事にかかる 費用を助成しています

■問い合わせ先/
建築住宅課
tel:22-6600 内線588

市では、木造住宅を耐震化する際に必要となる耐震診断や、その後の耐震改修工事に対して支援する事業を6月6日(月)から受け付けます。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【①木造住宅耐震診断助成事業】

○事業内容 …木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断(一般診断法)と耐震改修計画を作成します。

○対象となる建築物 …次のいずれにも該当する住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅
- ② 在来軸組工法、または枠組壁工法による3階建て以下の木造住宅



○自己負担額 ※金額は、すべて消費税および地方消費税を含みます。

延べ床面積	費用の負担割合		耐震診断に要する費用
	自己負担額	市の負担額	
200㎡(60.5坪)以下	8,300円	140,000円	148,300円
200㎡(60.5坪)を超えて270㎡(81.67坪)以下	18,600円		158,600円
270㎡(81.67坪)を超えて340㎡(102.85坪)以下	28,900円		168,900円
340㎡(102.85坪)を超える	39,200円		179,200円

【②木造住宅耐震化工事助成事業】

○事業内容 …耐震改修計画に基づき改修工事か建替工事を行う住宅に対し、補助金を交付します。
(申請書提出後の工事が対象となります。)

○対象となる建築物 …市の耐震診断事業により耐震改修計画を作成した住宅で、次のいずれかに該当する住宅

- ① 耐震改修工事後において上部構造評点が1.0以上※であり、重大な地盤・基礎の注意事項が改善される住宅
 - ② 耐震改修計画を作成した住宅に替えて、建替を行う住宅
- いずれも平成29年3月までに工事が完了することが必要です。

※建物の地震に対する強さを示す数値で、1.0以上とは震度6強に耐えられる構造のこと

○補助金額 …耐震改修工事費または建替工事費の2分の1の額(限度額45万円)

※耐震改修工事と併せて10万円以上のリフォームを行う場合は、上乘せ補助があります。



✓ 復興のまちづくりを行う団体などを応援します

～復興まちづくり協議会運営費補助金～

■問い合わせ先／
地域づくり推進課
tel:22-6600 内線331

市では、震災による被災地域のコミュニティづくりを応援するため、市民の皆さんが主体的に取り組む復興まちづくり活動に対して下記のとおり経費の一部を補助します。補助金は、交付決定後に概算払いで先にお渡しし、年度末に精算しますので安心して活動いただけます。ぜひ、ご活用ください。

○補助対象となる団体 …次の要件をすべて満たす団体となります。

- ・復興まちづくりのための協議や活動などの実施を主な目的として組織された団体であること。
- ・住民自治組織、地域活動団体、その他の団体と連携した団体であること。
- ・規約、会則などを定め、地域住民などの意見を広くみ取ることのできる団体であること。
- ・自主的かつ継続的な復興まちづくり活動が見込まれる団体であること。
- ・市暴力団排除条例に規定する暴力団員などが団体の構成員でないこと。

○補助対象経費 …次の復興まちづくり協議会の運営等に係る経費で、年度単位とします。

- ・会議資料の作成に要する経費
- ・構成員の意向把握に関する経費
- ・復興まちづくり計画の作成に関する経費
- ・広報誌およびパンフレットなどの作成に関する経費
- ・事務連絡に要する経費
- ・事務の委託に関する経費
- ・その他市長が必要と認める経費

○補助金の限度額 …補助限度額は次のとおりとし、年度ごとに補助金の精算を行います。

世帯数	補助限度額	世帯数	補助限度額
500未満	50,000 円	2,000～2,499	700,000 円
500～999	250,000 円	2,500～2,999	850,000 円
1,000～1,499	400,000 円	3,000～	1,000,000 円
1,500～1,999	550,000 円		

随時
受付中

- ・構成する世帯数等に応じ、補助限度額が異なります。
- ・上記にかかわらず、世帯数が 500 未満の協議会のうち、同一の小中学校区域にお住まいの方の大多数が構成員であると市長が認める場合は、**1 団体に対し、25 万円**を補助限度とします。

○申請方法など

交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市地域づくり推進課へ提出してください。交付申請書は、市地域づくり推進課、唐桑総合支所 総務企画課、本吉総合支所総務企画課にあります（申請される場合は、事前にご連絡ください）。

《交付申請時に必要な書類》

- ・復興まちづくり協議会運営費補助金交付申請書
- ・協議会の規約、会則等、事業計画書、役員名簿など
- ・協議会に加入している世帯および事業所の数が確認できる書類
- ・収支予算書および前会計年度の収支決算書（設立した年度を除く）



✓ 震災による労災保険給付の時効が迫っています

■問い合わせ先／
宮城労働局労災補償課
tel: 022-299-8843

震災により、労働者の方が「工作中・仕事上の避難」または「通勤中・通勤中の避難」の際に、地震や津波で「死亡」または「行方不明」となられた場合、ご遺族の方は、労災保険の遺族（補償）給付を受けることができ、パートタイマーやアルバイトの方が被災された場合でも適用されます。

この給付を請求する権利は、労働者が死亡した翌日から起算して5年で時効となり消滅しますが、東日本大震災の場合には、特例により、下記の期日まで請求することができますので、お心当たりの方はお問い合わせください。

- 行方不明になられた方の生死が3か月以上分からなかった場合 ⇒ **平成28年6月13日まで**
- 行方不明になられた方の死亡が、震災発生日から3か月以内に明らかになり、かつ、その死亡の日付が分からない場合 ⇒ **死亡が明らかになった日(身元が判明した日)の翌日から5年に到達する日まで**
(例)平成23年6月1日に身元が判明した場合は平成28年6月1日まで

✓ 『住宅再建相談会』を開催します

～住宅金融支援機構「災害復興住宅融資制度」～

■予約・問い合わせ先／
住宅金融支援機構 お客様コールセンター
tel:0120-086-353

住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資に係る「住宅再建相談会」を下記のとおり開催します。相談会は予約制となっていますので、希望される場合は事前に予約・問い合わせ先までご連絡ください。

また、当日は市建築住宅課職員も出席しますので「気仙沼市の住宅再建に関する支援制度」についてもご相談いただけます。お気軽にご相談ください。



○相談会の期日・場所など

日程	場所	その他
6月17日(金)	中央公民館 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間は午前10時から午後4時まで。個別相談開始時刻はお申し込みの際にお知らせします。 ・6月18日は民間金融機関が参加し、住宅ローンに関する相談にお答えします。
6月18日(土)		

今後も定期的に相談会を開催する予定です。日時など決まり次第、本紙にてお知らせします。

✓ 今月の女性のための面接相談(無料)

心身の不調や、家族・人間関係の問題、パートナーからの暴力などについて、ひとりで悩んでいませんか？専門の相談員が対応し、秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ先／
地域づくり推進課
男女共生推進室
tel:22-6600 内線334

○相談の期日・場所など

日程	時間	場所	対象・申込
6月8日(水)	午後1時～5時 (最終受付午後4時)	予約の際にご案内します	<ul style="list-style-type: none"> ・一般女性対象(被災の有無にかかわらず相談できます) ・当日の申し込みも可能ですが、予約の方が優先となりますので、事前に相談専用電話 tel:24-5988 へご連絡ください。
6月15日(水)	午前10時～午後4時 (最終受付午後3時)		

